

## 相続について

## 法定相続人

民法では相続できる人(相続人になれる人)の範囲を定めており、これを「法定相続人」といいます。法定相続人となるのは、亡くなった人の配偶者と一定の血族(子や父母、兄弟姉妹など血縁関係のある人＝「血族相続人」)です。子には養子や法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子も含まれます。胎児も死産の場合を除き相続人に含まれます。

なお、内縁関係のように事実婚の状態にある人、離婚した元夫や元妻は法定相続人に含まれません。

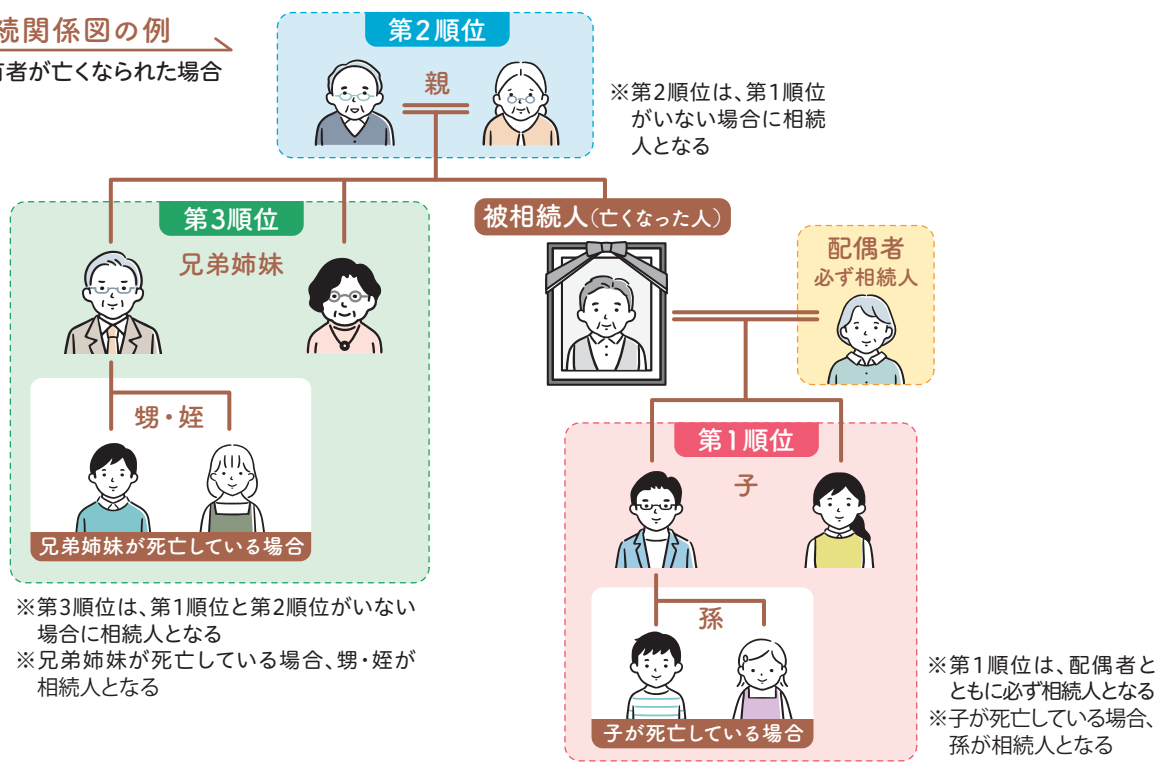
## 相続人の範囲と順位

亡くなった人の配偶者は常に相続人となります。血族相続人には、民法で下記(相続関係図の例)のとおり相続人の範囲と順位が定められています。

子がいる場合は「配偶者と子」が相続人となり、子や孫などがない場合は「配偶者と親」というように、先の順位の人がない場合に限って後の順位の人相続人となります。また、同じ順位の人が複数いる場合は、その全員が相続人になります。

## 相続関係図の例

所有者が亡くなられた場合



※政府広報オンライン「知っておきたい相続の基本。大切な財産をスムーズに引き継ぐには?【基礎編】」  
(<https://www.gov-online.go.jp/article/202403/entry-5848.html>) を加工して作成



## 終活に向けて、以下の事項を書き出してみましょう

CHECK  
01

### 自分のことについて

- ☐ 氏名・生年月日
- ☐ 住所・電話番号(緊急連絡先含む)
- ☐ 血液型、持病や常用している薬など



CHECK  
02

### 親戚・友人・知人について

- ☐ いざというとき知らせて欲しい親戚・知人・友人

CHECK  
03

### 財産・資産について

- ☐ 預貯金やクレジットカードなどの口座情報
- ☐ 不動産や有価証券などの金融資産
- ☐ 借金などマイナスの情報も



CHECK  
04

### 葬儀・お墓について

- ☐ 葬儀の実施方法や費用、知らせる人
- ☐ 遺影に使う写真
- ☐ お墓の情報



CHECK  
05

### 延命・献体について

- ☐ 延命治療が必要になったときの対処
- ☐ 遺体などを献体として提供する意志

CHECK  
06

### 保険や私的年金などについて

- ☐ 生命保険・各種保険の情報
- ☐ 個人年金や企業年金の加入情報

CHECK  
07

### 解約などについて

- ☐ 携帯電話やネットなどのアカウントやパスワード

CHECK  
08

### 遺品について

- ☐ 遺品を形見の品名・譲渡先

CHECK  
09

### 遺言書について

- ☐ 遺言書の存在、保管場所

